

葬祭費用補償保険普通保険約款

11. 重大事由による解除

- 第19条（重大事由による解除）
- 弊社は、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者（被保険者）または被保険者の法定相続人が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 保険金の請求に関し、被保険者の法定相続人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 前2号のほか、保険契約者（被保険者）または被保険者の法定相続人が、前第1号および第2号の事由がある場合と同程度に会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - 前項の定めにより保険契約を解除する場合は、第17条（告知義務違反による解除）第2項、第3項および第5項を準用します。

12. 解約

- 第20条（解約）
- 保険契約者は、将来に向かってこの保険契約を解約することができます。
 - 保険契約者が解約を請求する場合は、別表2-【II】に定める必要書類を弊社に提出することを要します。
 - 弊社は、前項に定める必要書類が到着した日を解約日とします。
 - 弊社は、解約日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれているときには、その保険料を全額返還します。

- 第21条（解約返戻金）
- この保険契約の解約返戻金はありません。

13. 保険契約者の住所変更等

- 第22条（保険契約者の住所の変更）
- 保険契約者が住所を変更した場合は、すみやかに別表2-【II】に定める必要書類を弊社に提出することを要します。なお、保険契約者が住所の変更の通知を怠ったことにより、弊社が保険契約者に通知すべき事項を通知できない場合は、保険契約者（被保険者）の法定相続人に通知を行います。

- 第23条（保険契約者の氏名の変更）
- 保険契約者が氏名を変更した場合は、すみやかに別表2-【II】に定める必要書類を弊社に提出することを要します。

14. 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

- 第24条（年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理）
- 弊社は、この保険契約の締結の際に保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - 契約日における実際の満年齢が弊社の定める範囲外であった場合は、弊社は、保険契約を取り消すことができるものとし、引受不可通知書を保険契約申込人に送付します。この場合、すでに払い込まれた保険料があれば保険契約申込人に全額返還します。ただし、弊社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見したときは、最低満年齢に達した日の属する月の翌月1日を契約日とし、すでに払い込まれた保険料の差額を保険契約者に返還します。
 - 契約日における実際の満年齢が弊社の定める範囲内であった場合は、実際の満年齢に基づく保険料に改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に返還し、不足分があれば徴収します。
 - この保険契約の締結の際、保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づく保険料に改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に返還し、不足分があれば徴収します。
 - 弊社は、保険料の不足分が払い込まれないまま保険金の支払事由が発生した場合には、保険料の不足分が払い込まれるまで、保険金を支払いません。ただし、被保険者の法定相続人から申し出があった場合は、不足分を差引いて保険金を支払うことができます。

15. 契約者配当

- 第25条（契約者配当）
- この保険契約に契約者配当はありません。

16. 時効

- 第26条（時効）
- 保険金の支払または保険料の返還を請求する権利は、その事由が発生した日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合は消滅します。

17. 保険期間中の保険料の増額、保険金額の減額または削減支払

- 第27条（保険期間中の保険料の増額、保険金額の減額または削減支払）
- 弊社は、保険金の支払事由の発生が著しく増加し保険料の算定基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をすることができます。
 - 弊社は、弊社の経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、弊社の定

めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

18. 管轄裁判所

- 第28条（管轄裁判所）
- この保険契約にかかる訴訟については、保険契約者または被保険者の法定相続人の住所を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 別表1　不慮の事故（第2条関係）
- 不慮の事故とは、急激かつ偶然な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶然な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
<ol style="list-style-type: none">鉄道事故 自動車交通事故 自動車非交通事故 その他の道路交通機関事故 水上交通機関事故 航空機および宇宙交通機関事故 他に分類されない交通機関事故 医療品および生物学的製剤による不慮の中毒 <p>ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。</p> その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 <p>ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。</p> 外科的および内科的診療上の患者事故 <p>ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。</p> 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの <p>ただし、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。</p> 不慮の墜落 火災および火焔による不慮の事故 自然および環境要因による不慮の事故 <p>ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渴」は除外します。</p> 溺水、窒息および異物による不慮の事故 <p>ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。</p> その他の不慮の事故 <p>ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。</p> 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 <p>ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断・治療を目的としたものは除外します。</p> 他殺および他人の加害による損傷 法的介入 <p>ただし、「処刑（E978）」は除外します。</p> 戦争行為による損傷	<p>E800～E807 E810～E819 E820～E825 E826～E829 E830～E838 E840～E845 E846～E848 E850～E858</p> <p>E860～E869</p> <p>E870～E876 E878～E879</p> <p>E880～E888 E890～E899 E900～E909</p> <p>E910～E915</p> <p>E916～E928</p> <p>E930～E949</p> <p>E960～E969 E970～E978</p> <p>E990～E999</p>

- 別表2　請求書類および届出書類
- 【I】保険金の請求書類（第8条関係）

項目	必要書類
葬祭費用補償保険金	<ol style="list-style-type: none">弊社所定の保険金請求書※ 医師の死亡診断書または死体検案書 被保険者の法定相続人が被保険者の法定相続人であることを証明する書類 被保険者の法定相続人が被保険者の葬祭費用を負担したことを証明する書類 被保険者の法定相続人の印鑑証明書 被保険者の法定相続人または被保険者の葬祭費用を負担した者が複数いる場合は代表者選出念書 保険証券

【II】その他の請求書類および届出書類（第20条、第22条～23条関係）

項目	必要書類
1.解約	<ol style="list-style-type: none">弊社所定の請求書◎ 保険証券
2.保険契約者（被保険者）の住所の変更	<ol style="list-style-type: none">弊社所定の届出書◎ 保険証券
3.保険契約者（被保険者）の氏名の変更	<ol style="list-style-type: none">弊社所定の届出書◎ 住民票 保険証券

- 【注1】上記の書類のうち、※印は被保険者の法定相続人宛に、◎印は契約者（被保険者）宛てに弊社所定の用紙を送付します。
- 【注2】弊社は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。また、正当な事由がある場合は、弊社所定の様式によらない書類に代えることを認めることができます。

葬祭費用補償保険特約

インターネットによる保険契約申込に関する特約

- 第1条（特約の適用）
- この特約は、保険契約申込人がインターネットにより保険契約の申込みを行う場合に適用します。

- 第2条（インターネットによる保険契約の申込み）
- 保険契約申込人は、弊社の保険契約申込用ウェブサイト（以下「申込サイト」といいます。）にインターネットにより接続し、必要事項を入力し、表示内容を確認する方法等により、保険契約申込書によらず、保険契約の申込みを行うことができます。
 - 弊社は、申込サイトの契約申込画面（以下「契約申込画面」といいます。）において、契約概要および注意喚起情報等が記載された重要事項説明書の内容を表示し、保険契約申込人が重要事項説明書記載内容の了解欄にチェックを入力したことにより、保険契約の申込人が重要事項説明書を受領し、その内容について了知したものとみなします。
 - 保険契約申込人は、契約申込画面から申込情報を送信することにより、弊社に対する保険契約申込みの意思表示を行うことができます。

- 第3条（承諾または不承諾の通知）
- 弊社は、前条の保険契約の申込みを受け付けた場合、引受可否の結果を保険契約申込人の登録メールアドレスにメール送信する方法等により、保険契約の申込みに対する承諾または不承諾の通知を行います。

- 第4条（準用規定）
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。ただし、普通保険約款の規定中「保険契約申込書」とあるのは、「契約申込画面」と読み替えて適用します。

保険料のクレジットカード払特約

- 第1条（特約の適用）
- この特約は、保険契約者が保険料の払込経路としてクレジットカード払を選択し、弊社がこれを承諾した場合に適用し、これにより普通保険約款の規定にかかわらず、保険料の払込経路はクレジットカード払とします。

- 第2条（用語の定義）
- この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
(1)クレジットカード	弊社の指定するクレジットカード会社が発行するクレジットカードで、保険契約者が指定したカードをいいます。
(2)クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
(3)会員規約等	クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。

- 第3条（保険料の払込み）
- この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、弊社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、弊社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が弊社に保険料を払い込んだものとみなします。
 - 前項の規定は、弊社がクレジットカード会社から保険料相当額を領取できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料

葬祭費用補償保険特約

相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。

- 前項の弊社がクレジットカード会社から保険料相当額を領取できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、弊社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

- 第4条（特約の消滅）
- 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅したとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 弊社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - 弊社がクレジットカード会社から保険料相当額を領取できないとき
 - クレジットカード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱いを停止したとき
 - 前項の第(3)号から第(5)号の規定により、この特約が消滅した場合、弊社はその旨を保険契約者に通知します。
 - 第1項の第(3)号から第(5)号の規定により、この特約が消滅した場合、保険契約者は保険料払込方法（経路）が確定するまでの間の保険料を弊社が送付する振込案内により、弊社の指定口座に振り込む方法により支払うものとします。

- 第5条（準用規定）
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。ただし、普通保険約款の規定中「振替」とあるのは、「払込」と読み替えて適用します。

<p>2023年9月作成</p>
<p>お 願 い</p>

- この約款は、ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管してください。

- ご契約内容に関するお問い合わせや変更手続き、ご請求手続きに関しては、ホームページお問い合わせより承っております。

- お客様サービスセンターでは、ご契約内容に関するお問い合わせ等のご相談をお電話でも対応しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

お客様サービスセンター

受付時間／月～金 10:00～17:00（祝日は除く）

0120-641-090（通話料無料）

引受会社

株式会社 クローバー少額短期保険

関東財務局長（少額短期保険）第31号

〒105-0012東京都港区芝大門1-1-35 サンセルモ大門ビル

URL https://www.clover-ins.jp